

上尾市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 2 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 4 9 号

上尾市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則の一部を改正する規則

第 3 条中「平成 2 7 年厚生労働省告示第 1 9 6 号」を「令和 6 年厚生労働省告示第 1 6 8 号」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号中「介護予防・生活支援サービス事業」を「サービス・活動事業」に改め、同号ア(ア)から(オ)までを次のように改める。

- (ア) 訪問型従前相当サービス（従前相当サービスのうち、訪問型サービスとして行うものをいう。以下同じ。）
- (イ) 訪問型サービス・活動 A（サービス・活動 A のうち、訪問型サービスとして行うものをいう。以下同じ。）
- (ウ) 訪問型サービス・活動 B（サービス・活動 B のうち、訪問型サービスとして行うものをいう。以下同じ。）
- (エ) 訪問型サービス・活動 C（サービス・活動 C のうち、訪問型サービスとして行うものをいう。以下同じ。）
- (オ) サービス・活動 D

第 4 条第 1 項第 1 号イ(ア)から(エ)までを次のように改める。

- (ア) 通所型従前相当サービス（従前相当サービスのうち、通所型サービスとして行うものをいう。以下同じ。）
- (イ) 通所型サービス・活動 A（サービス・活動 A のうち、通所型サービスとして行うものをいう。以下同じ。）
- (ウ) 通所型サービス・活動 B（サービス・活動 B のうち、通所型サービスとして行うものをいう。以下同じ。）
- (エ) 通所型サービス・活動 C（サービス・活動 C のうち、通所型サービスとして行うものをいう。以下同じ。）

第 6 条第 1 項第 2 号中「訪問型サービス A」を「訪問型サービス・活動 A」に改め、同項第 3 号中「訪問型サービス C」を「訪問型サービス・活動

C」に改め、同項第5号中「通所型サービスA」を「通所型サービス・活動A」に改め、同項第6号中「通所型サービスC」を「通所型サービス・活動C」に改める。

第13条第1号イ中「訪問型サービスA及び訪問型サービスC」を「訪問型サービス・活動A及び訪問型サービス・活動C」に改め、同条第2号イ中「通所型サービスA及び通所型サービスC」を「通所型サービス・活動A及び通所型サービス・活動C」に改める。

第18条中「介護予防・生活支援サービス事業」を「サービス・活動事業」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第6条関係）

訪問型サービス・活動Aに要する費用の額の算定に係る単位数

費用区分		単位数
1	訪問型サービス・活動Aに要する費用（30分以内）	183単位
2	訪問型サービス・活動Aに要する費用（31分～60分）	247単位
3	初回加算	200単位
4	訪問型サービス・活動Aに要する費用（30分以内） 高齢者虐待防止未実施減算又は業務継続計画未策定減算	181単位
5	訪問型サービス・活動Aに要する費用（31分～60分） 高齢者虐待防止未実施減算又は業務継続計画未策定減算	245単位
6	訪問型サービス・活動Aに要する費用（30分以内） 高齢者虐待防止未実施減算及び業務継続計画未策定減算	179単位
7	訪問型サービス・活動Aに要する費用（31分～60分） 高齢者虐待防止未実施減算及び業務継続計画未策定減算	242単位
8	訪問型サービス・活動AⅠ処遇改善加算Ⅰ	45単位
9	訪問型サービス・活動AⅠ処遇改善加算Ⅱ	41単位
10	訪問型サービス・活動AⅠ処遇改善加算Ⅲ	33単位
11	訪問型サービス・活動AⅠ処遇改善加算Ⅳ	27単位
12	訪問型サービス・活動AⅡ処遇改善加算Ⅰ	61単位
13	訪問型サービス・活動AⅡ処遇改善加算Ⅱ	55単位
14	訪問型サービス・活動AⅡ処遇改善加算Ⅲ	45単位

15	訪問型サービスAⅡ処遇改善加算Ⅳ	36単位
----	------------------	------

別表第2（第6条関係）

訪問型サービス・活動Cに要する費用の額の算定に係る単位数

費用区分		単位数
1	訪問型サービス・活動Cに要する費用	720単位
2	訪問型サービス・活動C（短期集中） 高齢者虐待防止未実施減算又は業務継続計画未 策定減算	713単位
3	訪問型サービス・活動C（短期集中） 高齢者虐待防止未実施減算及び業務継続計画未 策定減算	706単位
4	訪問型サービス・活動C処遇改善加算Ⅰ	176単位
5	訪問型サービス・活動C処遇改善加算Ⅱ	161単位
6	訪問型サービス・活動C処遇改善加算Ⅲ	131単位
7	訪問型サービス・活動C処遇改善加算Ⅳ	104単位

別表第3（第6条関係）

通所型サービス・活動Aに要する費用の額の算定に係る単位数

費用区分		単位数
1	通所型サービス・活動AⅠに要する費用	374単位
2	通所型サービス・活動AⅠ 高齢者虐待防止未実施減算又は業務継続計画未 策定減算	370単位
3	通所型サービス・活動AⅠ 高齢者虐待防止未実施減算及び業務継続計画未 策定減算	367単位
4	通所型サービス・活動AⅠ介護職員処遇改善加 算Ⅰ	34単位
5	通所型サービス・活動AⅠ介護職員処遇改善加 算Ⅱ	34単位
6	通所型サービス・活動AⅠ介護職員処遇改善加 算Ⅲ	30単位
7	通所型サービス・活動AⅠ介護職員処遇改善加 算Ⅳ	24単位

別表第4（第6条関係）

通所型サービス・活動Cに要する費用の額の算定に係る単位数

費用区分		単位数
1	通所型サービス・活動Cに要する費用	449単位
2	通所型サービス・活動C（短期集中） 高齢者虐待防止未実施減算又は業務継続計画未 策定減算	445単位
3	通所型サービス・活動C（短期集中） 高齢者虐待防止未実施減算及び業務継続計画未 策定減算	440単位

4	通所型サービス・活動C（短期集中）処遇改善 加算Ⅰ	41単位
5	通所型サービス・活動C（短期集中）処遇改善 加算Ⅱ	40単位
6	通所型サービス・活動C（短期集中）処遇改善 加算Ⅲ	36単位
7	通所型サービス・活動C（短期集中）処遇改善 加算Ⅳ	29単位

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の上尾市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則の規定は、令和7年4月1日以後に実施する介護保険法（平成9年法律第123）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業から適用し、同日前に実施した同項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、なお従前の例による。